平成２３年（フ）第４０７号
奈良市帝塚山５丁目７番22号
債務者　長田　　茂
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３６６号
長崎県長崎市本原町２番25―506号
債務者　中村　弘美
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３３２号
沖縄県那覇市古島１丁目７番地８マンスリーマンション古島203
債務者　新城　園子（旧姓新田）
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３５６号
沖縄県島尻郡南風原町字新川202番地８シャローム新川302
債務者　大原　瑞枝
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３５９号
沖縄県南城市知念字吉富92番地
債務者　新垣まどか
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３６０号
沖縄県中頭郡西原町字上原240番地の５　プレシャス303号
債務者　新垣　政喜（旧姓大城）
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３６２号
沖縄県中頭郡西原町字翁長705番地　新垣アパート201号
債務者　宮良あやの（旧姓名嘉）
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１６１号
佐賀県伊万里市新天町715番地１
債務者　川北　英夫
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月３日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１６２号
佐賀県伊万里市新天町715番地１
債務者　川北　　幸
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月３日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１６５号
佐賀県杵島郡大町町大字大町1240番地１
６－３－３
債務者　千綿　浩二
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月３日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１８５号
長野県須坂市大字亀倉107番地１
債務者　中山　孟三
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３４４号
岐阜市鏡島西１丁目７番１―503号　リーボンキャッスル
債務者　びゅうてぃＭｉｓａｔｏみさとこと
長屋　美里
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第７１号
岐阜県可児市土田2726番地１
債務者　多田登志也
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第３６号
山梨県南巨摩郡身延町丸滝22―21、住民票上の住所静岡県下田市立野129番地の２　403
債務者　彦坂　優一
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（フ）第１６４号
三重県津市南丸之内８番26号　シティハイムフジヤマ101
債務者　藤山　眞人
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１６５号
三重県津市南丸之内８番26号　シティハイムフジヤマ101
債務者　藤山　真梨
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１７０号
三重県鈴鹿市東玉垣町2800番地10　東玉垣団地340号、住民票上の住所三重県鈴鹿市東玉垣町2657番地62
債務者　吉川　　功
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
津地方裁判所破産係